

平成 20 年度 事業報告

1. 概況

平成 20 年度は公益法人制度改革への対応を最重要課題と位置付け、全国全ての単体法人会が「公益社団法人」を目指すという指針が示され、公益認定を得るための準備に着手し、新しい法人会の構築を図るため、制度改革に関する情報収集に努めるとともに、法人会における課題や問題点について検討を開始した。

事業活動の面においては、公益法人制度改革への対応を踏まえつつ、「三本柱」である税知識の普及や建設的な税制改正の提言、地域社会における幅広い貢献活動、会員の自己啓発を図るための研修活動の充実などに積極的に取り組んだ。

このうち、税制改正への提言については、「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めた。

社会貢献活動については、地域に密着した活動として公益性および存在感を一層高めることに留意し、特に税の啓発・租税教育については、全国統一の活動のために全法連が作成したマンガ本及び租税教育用教材等を活用し、租税教室の開催など税の啓発活動に努めた。

研修活動については「e-Tax」普及のための施策に積極的に取り組むとともに「税法・税務」を中心に研修会の開催強化に努め、研修参加人員の増大を図った。なお、「公益性」をより一層高めるため、会員企業に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会も開催している。

また、広報活動については、イメージキャラクターによるポスター・テレビCMによるPRのほか、ホームページによる情報提供等によって充実を図る一方「会報」および全法連機関誌「ほうじん」を配布した。

組織基盤の面においては、全国的な「会員増強月間」に積極的に取り組んでいるが、中小企業の景気回復の遅れなどの影響を受け、目標を下回る厳しい結果となった。

福利厚生制度については、会員企業の保険に対する意識の変化、保険業界における規制緩和の進展などの要因により法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は依然として構造的な変革が続いているため、大型保障制度など主要制度における加入件数は前年比マイナスとなった。

地区会については、独自の研修活動を行っており、公益法人制度改革を踏まえ、会員企業に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会を開催している。

このほか、青年部会については、「租税教育活動」を実施した。また女性部会については、研修会の都度タオル収集を行ない福祉施設へ寄贈している。

2. 公益関係

1. 税の啓発活動

(1) 平成20年度の税制・税務に関する研修会の実施状況

平成20年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況			
テ ー マ	参加人員	実施回数	講 師 名
八団体定時総会記念講演会	59名	1回	大橋 眞 三条税務署長
決算期別説明会	341名	12回	三条税務署 担当官
年末調整説明会	631名	4回	三条税務署 担当官
平成20年度税制改正はこう変わる	54名	1回	三条税務署 担当官
減価償却・交際費課税制度	54名	1回	木伏 良雄 税理士
経営承継円滑化法と相続税法改正の方向	44名	1回	木原 崇 税理士
確定申告にかかる留意点について	11名	1回	三条税務署 担当官
平成21年度税制改正(案)と決算上誤りやすい事例について	28名	1回	三条税務署 担当官
税務事例の取扱いについて	28名	1回	木伏 良雄 税理士

(2) 租税教育活動

高校生を対象とした租税教室を税務当局の協力を得て開催し、日本の未来を担う生徒たちに税の大切さを理解できるよう講師に税務署担当官・税理士を迎え租税教育を推進した。

- 10月21日 県立三条高校3年1クラス
- 11月19日 私立加茂暁星高校3年1クラス
- 12月11日 県立三条商業高校3年1クラス

(3) 税の広報活動

- イ. 「会報」法人会だより年2回編集発行の配付。
- ロ. 全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)の配付。
- ハ. 「税の窓」(法人会の動き) 税務団体共同機関誌年4回編集発行の配付。
- ニ. 三條新聞に確定申告時期に合わせて税の広告を掲載した。
- ホ. 「e-Tax」の利用促進を図るため「e-Tax」のパンフレットを配布した。

(4) 研修用テキストの作成・配付

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、平成20年度においても各種テキスト等を作成し参加者に配付している。

- ①平成20年度税制改正
- ②平成20年度法人税関係法令の改正の概要
- ③平成20年度税制改正のあらまし「速報版」
- ④平成20年度税制改正のあらまし
- ⑤平成20年度会社の決算・申告の実務(法人税申告のアプローチ)
- ⑥消費税のあらまし
- ⑦判例事例から見た検証交際費課税
- ⑧役員給与の税務
- ⑨交際費の税務
- ⑩法人の減価償却制度の改正のあらまし
- ⑪源泉所得税の改正のあらまし
- ⑫平成21年度税制改正(案)のポイント
- ⑬決算・申告において誤りやすい事例
- ⑭契約書や領収書と印紙税

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も基本テーマを「今後の望ましい税制のあり方」と設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめた。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせて6月6日付で新潟県法連が全法連へ提出した。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下の通り

平成21年度税制改正要望事項

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

昨今の原油・穀物価格の高騰は折角景気回復の兆しの見えていた経済を停滞させ企業収益を深刻にしている。特に地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされ、いろんな面で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の70%が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家の財政再建には、景気回復による税制の増加が一番重要であることを強く認識する必要がある。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動する必要がある。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成20年度予算によれば、本年度の国債発行25.3兆円、歳入総額に占める公債金収入30.5%であり、平成20年度末の公債残高はなんと553兆円にも上ると言われているが、これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底していかなければならない。

新潟県連として次のとおり要求する。

1. 政府は平成23年を目標にプライマリーバランスの回復を図る方針を決めたが、最近その実現が疑問視されはじめた、早急に国民の納得のいく施策を提示して行動すること。
2. 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正検査制度の導入
3. 議員数の削減及び報酬の見直し
4. 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
5. 公共を積極的に民間に移行
6. 市町村合併の効果（経済節減）を早めに取り組む
7. 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大

化してきた特別会計の抜本的改革が必要

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担することで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

法人税の実効税率は主要国に比べまだ高いことから引き下げが必要であり、特にまだまだ厳しい状況にある中小企業の活性化を図るために景気浮揚に配慮した税制改正が必要である。

交際費の課税については、引き続き廃止の方向で要望していく。個人所得については、累進課税区分や課税最低限の見直しが一部なされているが、不公平が生じないように配慮すべきである。また、少子高齢化対策として子育てに配慮した税額控除制度の創設を要望する。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、少子高齢化が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率が最低となった理由の第一は将来に対する不安が上げられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度の低下がはっきりしてきているものと考えられる。既に、高齢者控除に廃止、年金の支給年齢引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

一方、国民年金保険料の未納増加や社会保険庁のでたらめな体質や反省の無さに国民の不満は以前にも増して大きくなってきている。保険料は、年金支給以外には支出しないことを法制化すべきである。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に改善すべきである。

公的福祉制度の民間委譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

(基 本 事 項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、まだまだ厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

1 法人税率の引き下げ

我が国の法人税の実効税率は、EU諸国やアジア諸国に比べ高く、先行き不透明な経済を立て直すためにも法人税の引き下げを要望する。

2 中小企業の軽減税率引き下げ

中小企業は厳しい状況にあることから軽減税率を22%から20%に引き下げ、

昭和56年に決められた適用課税所得800万円を1,500万円に引き上げるよう要望する。

3 交際費課税の見直し

平成18年度税制改正で損金不算入から1人5,000円以下の飲食費を除外したが定額控除額400万円はそのままである。交際費は、経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか、全額損金扱いにするよう要望する。

4 特定同族会社の役員給与損金の不算入規定の廃止

18年度改正で19年度に見直されたが、特定の同族会社だけを対象にする増税であり、廃止するよう要望する。

5 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平に税負担するよう税率構造を見直すことが大切である。

1 税率構造のさらなる是正

平成18年度改正で税率構造が3区分から6区分となったが、一部では増税となるところもあり更なる改善が必要である。

2 諸控除等の見直し

(1) 各種控除制度の更なる見直しを簡素化すること。

(2) それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

3 少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題ではなく、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体の環境整備が必要である。

4 金融所得一体課税の検討

10種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにすべきである。税制の簡素化のために、金融所得の一体課税を行うよう要望する。

5 納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算する際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討した上で、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

第三 消費税制について

1 消費税率引き上げの条件

危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるといずれは、引き上げざるを得ないが、その前に徹底した行財政改革を実施し膨大な歳出を減らすことが先決であり、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を要望する。

2 消費税率の引き上げ方法

当分は一桁台にとどめること、食料品等に対する軽減税率も考えられるが、非常に複雑な取り扱いとなる可能性もあり慎重を期する必要がある。

また、多少の手間がかかっても公平性、透明性からインボイス制度を導入すべきある。

第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用に当たっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直し、減額措置の拡充を引き続き要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

(1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。

(2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するように改めること。

(3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市長村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の用途やCO²削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、

CO²を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

第七 その他

1 耐用年数の見直し

耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

1 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

2 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

3 災害見舞金等の課税免除

激甚災害法の指定を受けた先に対する災害見舞金等に課税するのは納得が行かない。交際費税から免除する。

4 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とする。

第二 所得税関係

1 土地譲渡所得の損益通産の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通産が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。廃止された百万円の特別控除も認めること。

第三 相続関係

1 贈与税配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引き上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承の資することになる。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

(1) 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円未満とする。

(2) 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以上

(2) 税制改正要望大会への参加

〔開催日〕 平成20年10月2日(木)

〔会場〕 山口きらら博記念公園(きらら多目的ドーム)

〔来賓〕 荒井国税庁課税部長 富屋広島国税局長 岡本山口税務署長
二井山口県知事 渡辺山口市長 外14名

〔法人会参加人員〕 約1,900名

要 望 大 会

税制改正に関するスローガン

- 待ったなし。国・地方とも 聖域なき行財政改革の断行を！
- 税制の抜本的改革により、経済社会に活力を！
- 企業の活力発揮、競争力強化のため、法人税率の引き下げを！
- 所得税・住民税を抜本的に見直し、簡素で公平な税制の実現を！
- 中小企業の重要性を認識し、欧米並みの事業承継税制の確立を！
- 消費税率を引き上げる前に、行財政改革の徹底と歳出の見直しを！
- 固定資産税の課税方式を抜本的に見直し、税負担の適正化を！
- 少子化対策は重要な課題、税制も含め総合的な施策を！

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連、各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、三条法人会としては会長、税制委員長および専務理事で編成した要望団によって、平成20年12月3日、管内選出の衆参両院の各国会議員に対し陳情を実施するとともに、地方自治体に対する要望活動については、市長、市議会議員へ陳情を行った。

(4) 平成20年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下の通りです。

～法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項～

平成21年度においては、景気回復の実現に資する観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制など一定の措置が講じられることとなりました。

ここでは、法人会が要望した項目を中心に改正が行われた箇所を取り上げております。

1. 法人関係税制

(1) 法人税の軽減税率の引き下げ

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度において、中小企業の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が18%（現行22%）に引き下げられます。

(2) 欠損金の繰戻し還付制度の適用

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度に生じた中小企業の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用されます。

(3) 中小企業等基盤強化税制の適用延長

中小企業等基盤強化税制の適用期限が2年延長されました。

2. 相続税制

(1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

一定の要件の下で、非上場会社の経営を承継する相続人がその会社の株式等を相続した場合、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

なお、この納税猶予制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日（平成20年10月1日）以後の相続から適用されます。

(2) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

一定の要件の下、認定中小企業者の代表者から株式等を贈与され、その会社を営んでいくこととなった後継者については、その贈与に係る贈与税の全額について納税が猶予されます。

また、贈与者の死亡時には、株式等を相続により取得したものとみなし、経済産業大臣の確認を受けた場合に、相続税の納税猶予が適用されます。

3. 金融・証券税制

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する課税

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率が10%の軽減税率となります。

4. 所得税制

(1) 住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除

住宅借入金により住宅を取得し、平成21年から平成25年までの間に居住した場合、一定要件の下で、住宅借入金の年末残高に応じて所得税額が控除されます。

なお、所得税から控除しきれなかった分については、翌年分の個人住民税額から控除さ

れます。

(2) 生命保険料控除制度の改組

従来の一般生命保険料控除とは別枠で介護医療保険料控除が創設され、一定要件の下で、所得税と個人住民税について適用されます。

5. 土地税制

事業者（個人を含む）が、平成21年および平成22年に土地等（棚卸資産を除く）を取得し、取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等（棚卸資産を除く）を譲渡した場合には、譲渡益の80%（平成22年取得分は60%）相当額を限度として課税の繰り延べが認められます。

6. その他（自動車課税）

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など一定の要件を満たす自動車について、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に受けた検査の際に納付すべき自動車重量税が免除されます。

また、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税が免除されます。

(5) 全法連主催・税制委員セミナーへの参加

開催日 平成21年2月18日

場 所 ハイアットリージェンシー東京

内 容

第1講座

演題 「平成21年度税制改正と今後の課題について」

講師 財務省大臣官房審議官 古谷一之 氏

第2講座

演題 「今後の税制改革の行方について」

講師 東京大学大学院教授 井堀利宏 氏

出席者数 471名（うち三条法人会1名）

3. 経営支援活動

(1) 平成20年度の経営支援に関する研修会の実施状況

平成20年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況

テ ー マ	参加人員	実施回数	講 師 名
合同納税表彰式基調講演 決算書 見方・活かし方のチェックポイントと 資金繰り改善	82名	1回	國定勇人 三条市長
オーナー経営者の相続・事業承継	44名	1回	小坂雄二中小企業診断士
今こそ、会計で会社を強くする！	23名	1回	大同生命㈱研修担当部長 島津 悟
日本の景気動向と中国情勢	105名	1回	山口 昇 税理士
どうなる！麻生政権と日本の未来	100名	1回	ジャーナリスト 田畑光永 政治ジャーナリスト 末延吉正

(2) 研修用教材の作成・配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、平成20年度においても各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に参加者に配付している。

- ①決算書の見方・活かし方のチェックポイントと資金繰り改善
- ②中小企業事業承継ハンドブック
- ③オーナー経営者の相続・事業承継
- ④今こそ、会計で会社を強くする！
- ⑤業績アップの着眼点
- ⑥社長！儲けたいなら数字はココを見なくちゃ！
- ⑦経営計画もっと儲かる経営計画の作り方

4. 地域発展活動

(1) 社会貢献活動

地域社会貢献活動の一環として実施している特別養護老人ホームにタオルを寄付した。タオルの収集活動は女性部会のセミナー等の折に持参して頂いたり、また年1回一般市民に公開した文化講演会に参加料の代わりにタオル1本以上をお願いしている。当日の案内資料としてゲゲゲの鬼太郎「これが人間社会だ！税ってなんだ？」(水木しげる氏)のマング本等を配布した。

地域社会貢献活動による文化講演会

開催日時	平成20年10月22日(水) 午後2時～3時30分
会 場	ハミングプラザビップVIPグランドホール
講 師	俳優 村野武範氏
テ ー マ	「日本の味 世界の味」
参加者数	150名

12月16日(火) 見附市「すずらんの園」にタオル500本とプリン216ヶ寄贈

5. 共益関係

(1) 福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いている。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大きメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって地道であるが着実に活動を展開してきた。

イ. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力会社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(20.8.29)

ロ. 各々協力会社との連絡会議を行ない、表彰等でさらなる会員増強につなげられるよう努めた。(20.8.22, 12.19)

H21.3月現在	経営者大型保障制度	がん保険制度	経営保全プラン
会員加入率	22.9%	9.97%	2.42%
加入企業数	587社	256社	62社

(2) 会員支援事業

(1) 会員企業の経理担当者の表彰(平成20年度)

社団法人三条法人会会員の事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。

- ① 現在経理関係の事務に携わっており、平成20年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上のもの。
- ② 現在(又は過去の相当期間)経理部門を主に担当し、指導的立場にあつて功労顕著につき社長が特に推薦するもの。(指導的立場とは・・・係長、課長などをいう)

優良経理担当者表彰式(三条税務署管内合同納税表彰式)

開催日 平成20年11月11日

場 所 ハミングプラザビップ

受彰者 7社 11名

表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、きわめて大きなウェートを占め全ての原点であることはいまでもありません。経理担当者は、日常地味であります。企業が企業にとっては最も中枢的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響いたします。このことから、功労顕著な者を表彰しその労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものであります。

(2) 第8回法人会親善スポーツ大会

会員の活発な交流と親睦を深めるためのスポーツ大会を開催した。

日 時 平成20年4月16日

場 所 大新潟カントリークラブ三条コース

参加者 116名

(3) 会員増強推進

所管法人数	会 員 数			加入率%	21/3末
	20/12末	20/6末	増減数		
3,985	2,567	2,550	17	64.4	2,574

従来から当法人会の現点は仲間づくり、会員加入率の向上を目指し、「数は力なり」を提唱し、毎年増強運動を続けている。20年度も一層の会員増強を図るため、12月1日～3月末日の4ヶ月間を「会員増強運動特別月間」と定め、税務当局・税理士会・保険会社三社等のご協力を要請し、例年どおり実施した。

組織の充実・強化

イ. 平成20年度会員増強功労表彰の実施

実施日 平成21年5月26日（第22回通常総会）

表彰規定に基づき目標達成した役員等に対して表彰。

ロ. 新設法人データーの活用

ハ. 決算期別説明会での未加入法人へのPRをして加入を促進する。

ニ. ポスターによるPR

平成20年度は引き続き茨城ゴールデンゴールズの片岡安祐美選手を起用し、キャッチフレーズを「プレイボール！みんなが笑顔でいられる社会へ」とするポスターを役員企業に配付並びに各種法人会行事の会場に貼り出しPRした。

(4) 部会等事業

	事業名	開催数	出席者数
青年部会	通常総会	1	30
	研修会の開催	3	68
	会議の開催	3	28
	その会議等参加	6	11
女性部会	通常総会	1	41
	研修会の開催	5	156
	会議の開催	4	38
	その会議等参加	2	8
6地区会	通常総会	6	177
	研修会の開催	21	614
	会議の開催	19	211

(5) 青年・女性部会活動

イ. 青年部会関係

今年度より「租税教育活動」として、管内の高校三年生を対象に租税教室を開催し、租税教育のPRに協力した。

ロ. 女性部会関係

研修会の都度、タオルを収集。福祉施設へ寄贈している。

	部 員 数			
	20/12末	20/6末	増減数	20/3末
青年部会	91	92	△1	85
女性部会	110	113	△3	106

6. 管理関係

(1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示を努める。さらにホームページ等により一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や会活動のPRを図る。

(2) 諸会議等の開催状況

(1) 平成20年度定時総会

開催日	平成20年5月22日
場所	ハミングプラザビップ
出席者数	1,379社（委任状を含む）
第1号議案	平成19年度事業報告承認の件
第2号議案	平成19年度収支決算報告の件
第3号議案	平成20年度事業計画（案）承認の件
第4号議案	平成20年度収支予算（案）承認の件
第5号議案	その他

(2) 正副会長並びに各地区会会員増強委員長会議

開催日	平成20年10月21日
場所	三条商工会議所会館
出席者数	14名
第1号議案	県連組織委員会の報告について
第2号議案	各地区会の会員状況について
第3号議案	本年度会員増強運動について
第4号議案	その他

(3) 役員会

開催日	平成20年5月22日
場所	ハミングプラザビップ
出席者数	34名
第1号議案	平成19年度事業報告承認の件
第2号議案	平成19年度収支決算報告の件
第3号議案	平成20年度事業計画（案）審議の件
第4号議案	平成20年度収支予算（案）審議の件
第5号議案	全法連・県連功労者並びに会員増強功績者表彰の件
第6号議案	その他

合同役員会

開催日	平成20年8月29日
場所	餞心亭おゝ乃
出席者数	44名
第1号議案	第8回法人会親善スポーツ大会収支決算報告について
第2号議案	第2回法人会実務講座の開催について
第3号議案	2008年文化講演会の開催について

第4号議案	租税教育推進委員会の設置について
第5号議案	福利厚生制度表彰規程について
第6号議案	本年度会員増強計画について
第7号議案	本年度「広告塔」設置場所について
第8号議案	その他

役員会

開催日 平成21年3月19日

場所 二洲楼会議室

出席者数 36名

第1号議案	平成21年度暫定予算承認に関する件について
第2号議案	新年度役員選任に伴う地区会ごとの理事・役員等の選出割当数 (案)について
第3号議案	単位会における公益法人制度改革への対応について
第4号議案	e-Tax普及推進特別委員会の報告について
第5号議案	租税教育推進委員会の報告について
第6号議案	会員増強運動の経過報告について
第7号議案	法人会広告塔20年度加茂地区会設置報告について
第8号議案	第9回法人会親善スポーツ大会の開催日程について
第9号議案	定時総会(役員会)開催日程について
第10号議案	その他

(4) 税制委員会

〔第1回〕 平成20年5月16日 三条商工会議所会館

- ①平成20年度税制改正提言事項の件について報告
- ②平成21年度税制改正に関するアンケート調査の結果について
- ③その他

(5) e-Tax普及推進特別委員会

〔第1回〕 平成20年10月8日 三条商工会議所会館

- ①平成19年度e-Tax利用状況の報告について(税務署)
- ②住基カードの利用推進策について
- ③その他

〔第2回〕 平成21年1月16日 三条商工会議所会館

- ①e-Tax利用状況の近況報告について(税務署)
- ②確定申告に向けての住基カードの利用推進策について
- ③その他

(6) 租税教育推進委員会

〔第1回〕 平成20年8月22日 三条商工会議所会館

- ①租税教育推進委員会の設置について
- ②正副委員長の選任並び委員の職務について
- ③本年度事業の推進について
- ④その他

- 〔第2回〕 平成21年1月16日 三条商工会議所会館
- ①三条高校、三条商業高校の租税教室開催実施報告について
 - ②次年度の租税教育活動について
 - ③その他
- (7) 総務広報委員会
- 〔第1回〕 平成20年6月26日 三条ロイヤルホテル
- ①第19号の経過報告等について
 - ②法人会だより第20号の編集計画の検討と原稿依頼について
 - ③法人会広告塔設置（本年度）について
 - ④その他
- 〔第2回〕 平成20年11月19日 三条商工会議所会館
- ①第20号の経過報告等について
 - ②法人会だより第21号の編集計画の検討と原稿依頼について
 - ③法人会広告塔設置（本年度）について
 - ④その他
- (8) 厚生委員会
- 〔第1回〕 平成20年8月8日 三条商工会議所会館
- ①福利厚生制度の今後の推進策について
 - ②福利厚生制度表彰規程（案）について
 - ③その他
- (9) 事務局担当者会議
- 〔第1回〕 平成20年4月28日 小林屋会議室
- ①平成20年度暫定予算の件
 - ②平成19年度事業報告並びに収支決算（見込）の件
 - ③平成20年度事業計画（案）並びに収支予算（案）審議の件
 - ④平成19年度会員増強運動の結果報告並びに功績者表彰該当者の件
 - ⑤全法連・県連功労者並びに会員増強功績者表彰の件
 - ⑥役員企業のe-Tax利用状況の実施調査の報告の件
 - ⑦単位会における公益法人制度改革への対応の件
 - ⑧同上に伴う事業の見直しと新年度事業の取り組みの件
 - ⑨定時総会（役員会）開催の件
 - ⑩その他
- 〔第2回〕 平成20年8月20日 きふね会議室
- ①第8回法人会親善スポーツ大会の収支決算報告について
 - ②第2回法人会実務講座の開催について
 - ③租税教育推進委員会設置について
 - ④合同役員会開催について
 - ⑤福利厚生制度表彰規程について
 - ⑥本年度会員増強計画について
 - ⑦本年度「広告塔」設置場所について

⑧その他

(10) その他行事参加

(1) 第25回法人会全国大会（山口大会）

〔日 時〕 平成20年10月2日

〔場 所〕 山口きらら博記念公園（きらら多目的ドーム）

〔法人会参加人員〕 約1,900名（うち三条法人会1名）

〔第1部〕 記念講演

（演 題）「どうなるか、今後の日本経済」

（講 師）千葉商科大学大学院教授 齋 藤 精一郎 氏

〔第2部〕 大会

1. 表彰

2. 税制改正提言の報告

3. 来賓祝辞

〔第3部〕 懇親会

(2) 法人会活動研究セミナー

〔日 時〕 平成20年11月26日

〔場 所〕 水戸プラザホテル

〔法人会参加人員〕 約400名（うち三条法人会1名）

(3) 新年賀詞交歓会及び叙勲・納税表彰受章祝典

〔日 時〕 平成21年1月15日

〔場 所〕 帝国ホテル

〔法人会参加人員〕 約500名（うち三条法人会1名）

(4) 局法連主催・事務局担当者研修会

〔日 時〕 平成20年12月1日

〔場 所〕 ブリランテ武蔵野

内 容

第1講座

演 題 「税の歴史と税務行政の現状」

講 師 関東信越国税局課税第二部法人課税課

課長補佐 町 田 富士夫 氏

第2講座

演 題 「新公益法人制度への対応について」

講 師 財全国法人会総連合総務部長兼公益法人制度

対策室長 田 島 善 範 氏

出席者数 101名（うち三条法人会3名）

(11) その他関係会議等参加

開催日	会 議 名	場 所	出席者
20. 5. 14	「税の窓」編集会議	三条ロイヤルホテル	1
5. 20	県連総務委員会	ホテル新潟	1
5. 21	県納貯連第50回定時総会	キャトル・セゾン	1
5. 23	「税の窓」広報委員会	越前屋ホテル	1
5. 28	県連理事会・定時総会	ホテルイタリア軒	1 3
6. 3	納貯連第52回定時総会	三観荘	1
6. 6	下田地区会総会	大三	1
6. 10	八団体役員会	ハミングプラザビップ	4
6. 11	県連税制委員会	新潟東映ホテル	1
6. 13	加茂地区会定時総会	鴨川別館	1
6. 19	八団体第38回定時総会	ハミングプラザビップ	2 1
6. 23	見附地区会総会	小林屋	2
7. 2	三条市租税教育推進協議会総会	三条市中央公民館	1
7. 4	県連事務担当者研修会	ホテル新潟	3
8. 21	局法連通常役員総会	ラフレさいたま	1
8. 22	第1回専務理事・事務局長会議	長生館	1
9. 10	県連組織委員会	ホテル新潟	1
9. 19	県連理事会・福利厚生連絡協議会	ホテルオークラ新潟	4
9. 24	「税の窓」広報委員会	三条ロイヤルホテル	1
10. 1	八団体正副会長会議	越前屋ホテル	3
10. 17	間税会税務研修会	信濃川大河津資料館	1
10. 29	県連第2回総務委員会	ホテル新潟	1
11. 11	合同納税表彰式	ハミングプラザビップ	3 4
12. 19	県連専務理事・事務局長会議	ホテル泉慶	1

21. 1. 29	国税局幹部との協議会・理事会	ANAホテル新潟	3
2. 4	全法連第1回研修委員会	全法連会館	1
2. 5	「税の窓」編集会議	越前屋ホテル	1
2. 17	県連事務担当者会議	新潟商工会議所中央会館	3
3. 24	県連研修委員会	新潟商工会議所中央会館	2
3. 26	県連厚生委員会	ホテルオークラ新潟	1

(12) 納税功労による受彰者（敬称略）

国税庁長官表彰 〈平成20年10月〉

中 條 耕 二 全法連研修委員、新潟県法人会連合会副会長、同研修委員長
三条法人会会長（三条地区会会長）

三条税務署長感謝状 〈平成20年11月11日〉

小 出 茂 三条法人会副会長（栄地区会会長）
三 本 泰 輔 三条法人会常任理事（見附地区会副会長）

平成20年度全法連功労者表彰

小野塚 莊 一 三条法人会常任理事（加茂地区会副会長）
涌 井 敏 子 三条法人会常任理事（女性部会部会長）

平成20年度県法連功労者表彰

丸 川 肇 平 三条法人会常任理事（加茂地区会副会長）
野 澤 幸 司 三条法人会常任理事（田上地区会副会長）
川 崎 晃 三条法人会監事（加茂地区会理事）